

令和5年度区民のつどい 意見票への回答

例年ですと、「区民のつどい」意見票に記載されたご質問に関する回答は「こぶし」を閲覧することでお知らせしておりましたが、コロナ禍により閲覧ができない状態が続いていますので、今回はHPに掲載させていただきます。

質問は原文のままではなく簡略化しています。回答は行政からのものになります。さらなるご質問がある方は記載されている電話番号までお問合せください。

【防災関係】

①質疑応答の際、指定された拠点ではない拠点に行っても良いとの回答があったが、その際、物資の配布はどうなるのか？

原則として指定された拠点に避難していただきます。発災時の状況により指定の拠点以外に避難された場合は、地区外から来た旨を地域防災拠点運営委員会にお伝えください。地域防災拠点から区本部への物資要望の際に調整します。
≪神奈川県総務課≫ 問合せ先：TEL：045-411-7004

②広域避難場所で民間の施設を指定している所（例：浅野学園一帯等）の夜間、休日の管理はどのようになっているのか？

広域避難場所は、地震による延焼火災の輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために一時的に避難する場所です。広域避難場所での避難時間は、長くとも数時間程度と想定しています。民間施設の敷地に立ち入ることができない場合は、付近一帯の比較的安全な場所に避難してください。（例：「浅野学園一帯」の場合、子安台公園等）
≪神奈川県総務課≫ 問合せ先：TEL：045-411-7004

③配布された地図2冊には、製作年月日が印刷されていないが、古い地図ではなく最新の地図を利用すべきであり、古い地図は廃棄するためにも製作期日を印刷すべきではないか？

お配りした「自分でつくる my 防災マップ」にはファイルの裏面、浸水ハザードマップには表紙の右下に作成年月日を記載しております。原版の地図については、更新を行う際に最

新の地図となるように改訂しています。《神奈川区総務課》 問合せ先：TEL：045-411-7004

④防災拠点が住居地域の区割りと異なっているので見直ししてほしい。

地域防災拠点の地区の割り当ては、区内の地域防災拠点の位置、地域防災拠点に通じる道路の状況、周辺地域の人口分布、自治会町内会の区域等を考慮し、避難地区の指定を行います。このため、必ずしも町丁目に沿った指定にはなっていない地区もあります。

《神奈川区総務課》 問合せ先：TEL：045-411-7004

⑤延焼地域があると初めて知った。延焼地域の指定されている根拠は何か？

本市では大規模な地震が発生した場合の建物被害を平成 24 年に「横浜市地震被害想定」として公表しています。それによると、市内全域で 112,000 棟が倒壊や火災による被害を受けると想定しています。地震被害想定は、市内を地図上で 50mメッシュに区切り地震火災が発生した場合に焼失する棟数をメッシュ毎に算定しています。その焼失棟数の分布などを基に、全市域の焼失棟数の約 8 割が含まれる町丁目を「対象地域」として絞り込んでおり、その区域を中心に地震火災対策を進めています。また、対象地域の中で、地震火災による被害が特に大きいと想定され、重点的に対策を推進する地域を「重点対策地域（不燃化推進地域）」、それ以外の地域を「対策地域」としました。詳しくは本市 HP から「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」をご覧ください。

《都市整備局防災まちづくり推進課》 問合せ先：TEL：045-671-3595

⑥六角橋 2～4 丁目密集地域で火災になったら何名死ぬのか知りたい。

「横浜市地震被害想定調査報告書（平成 24 年 10 月）」では、元禄型関東型地震の火災による人的被害（18 時発生）では、神奈川区では 226 人の死者が想定されています。なお、六角橋 2～4 丁目は不燃化推進地域に指定されております。「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」では、不燃化推進地域を含めた古い建物などが密集する市内の対象地域で、地震火災により 4 軒に 1 軒が焼失する可能性があるとしてされています。

《神奈川区総務課》 問合せ先：TEL：045-411-7004

⑦区役所職員の説明の中で防災拠点について避難所と説明していたが、それだけではない。市では在宅避難を進めており、防災拠点は区災害対策本部と地域との情報を伝える重要な場所になっている。この説明が不足しているのではないかと？

地域防災拠点は、避難生活を送る避難所としての役割の他に地域と区本部の情報や物資の配送等の重要な拠点となっています。地域防災拠点の役割や重要性について、今後とも周知してまいります。《神奈川区総務課》 問合せ先：TEL：045-411-7004

⑧ 飲食の備蓄は、市の条例では3日分と決まっているかもしれないが、役所に届くのが3日、その後、物資の供給をしていくので、10日分必要といった情報を流した方が良いのではないか？

被害の状況によって、ライフラインが停止することも想定されるため、「最低限3日分、できれば1週間分」の備蓄をお願いしています。

《神奈川区総務課》 問合せ先：TEL：045-411-7004

⑨ 3.11の時にボランティアをしたが、地域に集まった物資が山積み状態だった。今後発生する災害の際に、配布時、一人または一世帯分に不足する量の場合はどうにするのか？

横浜市では、発災直後からおおむね3日間は、避難場所等の被災者のニーズの把握又は、区本部、避難場所等からの物資要請が困難となる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部物資チームは要請がなくても必要物資を確保し、避難場所等に供給することとしています（プッシュ型供給）。一方、発災から4日目以降は、市本部物資チームは避難場所等の被災者ニーズを把握し、区本部からの要請に基づいて、物資を避難場所等に供給することとなっています（プル型供給）。なお、プッシュ型供給の継続は、避難場所等での物資の滞留を招く懸念があるため、早期にプル型供給への移行に努めます。《神奈川区総務課》 問合せ先：TEL：045-411-7004

⑩ 風水害で、マイ・タイムラインについて、昨年5月の広報誌で、知らない人92%、知っている人5%、実際にマイタイムラインを作成している人4%だった。もっとマイ・タイムラインの活用を推進する計画を進めた方が良いのではないか？

マイ・タイムラインの活用を推進するために、広報よこはま等様々な媒体で周知しています。また、市の横浜市避難ナビでは、アプリ上でマイ・タイムラインが作成できることも引き続き周知してまいります。《神奈川区総務課》 問合せ先：TEL：045-411-7004

⑪ 風水害ではなく地震震災のマイ・タイムラインの作成が必要。現在、全国で風水害と別に作成しているのは京都府ともう1県と聞いている。神奈川区や横浜市での作成は考えないのか？

大地震発生時は、風水害のように、注意報や警報、避難指示といったトリガーがなく、緊急地震速報の一瞬の暇しかないため、瞬時の身を守る行動と、建物の損傷や火災の有無など被災状況に応じた行動が必要になります。よって、備蓄や住家の耐震、家具の転倒防止など、日ごろの備えと、状況に応じた避難行動をとっていただくよう周知・啓発しています。

以上から、地震についてはマイ・タイムラインの名称はとっていませんが、防災冊子（防災よこはま）に、事前の備えと地震発生後の流れについてご案内しているところです。

頂いたご意見もふまえ、より市民の皆様に伝わりやすい啓発に努めてまいります。

《総務局地域防災課》 問合せ先：TEL：045-671-3456

⑫災害時の対応も必要な事だが、災害後の生活を支援する体制作りがみえてこない。インフラ、食料などの補給体制が必要だと思うが、どのようになっているのか？

食料については、発災直後からおおむね3日間は、避難所等の被災者のニーズの把握などが困難となる可能性があることから、必要物資が被災者に確実に届くようにするため、市本部物資チームは要請がなくても必要物資を確保し、避難場所等に供給します。また、4日目以降は、区本部は、避難所等の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部物資チームに要請します。

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要です。水道局では、災害などで断水した時に誰でも飲料水が得られる場所として、災害時給水所を整備しています。応急給水を行うための水は、主に配水池、災害用地下給水タンクに確保されています。なお、発災後おおむね4日目以降は、水道局職員が、断水状況を踏まえ、耐震管路の先端に仮設の蛇口を設置する緊急給水栓から給水を行います。また、各家庭で「1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上の飲料水」の備蓄をお願いしています。

《神奈川区総務課》 問合せ先：TEL：045-411-7004

⑬災害時の給水について、高齢者や障害者に対する給水を容易にするため、地域の公園（いっとき避難場所に地域で指定）に給水タンク、給水栓の設置を将来的に検討してもらえないか？

いっとき避難場所は、自宅建物が火災による延焼や倒壊の危険がある場合に、広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認したり、地域防災拠点等へ避難するために地域住民が集結する場所です。

なお、水道局では、災害時に飲み水を得られるように、居住地から概ね500メートル圏内の地域防災拠点や公園などに災害時給水所（災害用地下給水タンク・緊急給水栓など）を設置しており、整備は完了していますので、そちらをご利用ください。

《神奈川区総務課》 問合せ先：TEL：045-411-7004

《神奈川県土木事務所》問合せ先：TEL:045-491-3363

⑭関東大震災から100年間で住宅密集、建物高層化等を考慮した防災方法を検討してほしい。

建築基準法は、昭和25年に制定されて以降、度重なる地震や火災などの災害発生のために法改正がされています。横浜市では、建築基準法等に基づく各種条例の制定により、用途や規模に応じて建築物の各種制限を強化することで、建築物の安全性を確保しています。

《建築局建築企画課》問合せ先：[TEL:045-671-2933](tel:045-671-2933)

本市では、昭和30年代以降の高度成長期に、急激な人口増加により道路や公園などのインフラ整備が遅れ、地域によっては木造の建物が無秩序に密集した状況が形成されました。このような地域では、道路が狭く公園等の空地がすくないことから、火災が発生すると延焼しやすく避難しにくい市街地となっています。そこで、地震火災による被害を軽減させるため、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」に基づき、密集市街地の建物の耐火性を高めることや逃げやすさの向上（火災時の避難路の確保）、市民の皆様への地震火災対策への意識醸成といった様々な取組を進めています。

《都市整備局防災まちづくり推進課》問合せ先：[TEL:045-671-3595](tel:045-671-3595)

横浜市では災害に強いマンションの形成と周辺地域を含めた防災力の向上を図るため、防災対策を実施しているマンションを「よこはま防災力向上マンション」として認定する制度を令和4年2月より開始しています。

《建築局住宅政策課》問合せ先：TEL:045-671-4121

⑮地域の電柱が倒れそうで傾いている。防災面を考えると怖いので、直す場合はどうすれば良いか教えて欲しい。

傾いた電柱についてですが、電柱は電柱ごとに所有者がおり、その所有者が管理しています。東京電力やNTTなど、電力・通信などの会社が所有していることが多いです。お手数ですが、電柱に取り付けられているプレートなどから、所有者をご確認いただき、電柱の所在地やその状況を、所有者にお伝えください。

《神奈川県区政推進課》問合せ先：TEL:045-411-7021

⑯区民のつどいで配布された地図をデジタル化してほしい。

当日配布した地図はデジタル化されています。「神奈川県防災マップ」で検索いただくと、防災マップ、地震マップ、浸水ハザードマップを見る事ができます。また、当日口頭でお話

した液状化マップについては、「横浜市液状化マップ」を検索いただき、その中の「液状化マップのダウンロード」から神奈川区の液状化マップを見る事ができます。

《神奈川区民協議会》

⑩福祉避難所への避難についてマニュアルのようなものがデジタル化されていたら教えて欲しい。

「神奈川区福祉避難所」で検索していただくと、概略や具体的な施設名が記載されています。また、「横浜市災害時要援護者支援ガイド」で検索し、「災害時要援護者支援ガイド」の項目から「地域ぐるみで災害対策 災害時要援護者支援ガイド」を選択すると、その中に「5.福祉避難所（特別避難場所）について」という項目があります。こちらに福祉保健所への避難の方法や認定システムや障害をお持ちの方への配慮の方法等の詳細が記載されています。

《神奈川区民協議会》

【上記以外の質問】

⑪神奈川区は古い歩道橋を通学に使用している。区役所の前は歩道も狭く、大変危険。雨だとニッ谷歩道橋前は水が流れず大変。神奈川区は水の流れが大変悪いので早急に点検改善してほしい。

ご提案いただきました神奈川区役所前の歩道橋等の件については、横浜国道事務所の所管事項となりますので、ご提案内容をお伝えしました。しかしながら、下記のご連絡先へ詳しい状況等をお話いただく方が、ご提案のご趣旨がより伝わると思われますので、もしよろしければ、直接ご相談くださいますようお願いいたします。

横浜国道事務所

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町 13-2 [TEL:045-311-2981](tel:045-311-2981)（代表）

《神奈川区区政推進課》 問合せ先：TEL:045-411-7021

⑫上麻生線片側2車線化実現を。実現予定は？

都市計画道路横浜上麻生線の未整備区間は、港北区鳥山町付近と神奈川区東神奈川一丁目付近（東神奈川駅のアンダーパス部）です。整備時期は未定です。

《道路局企画課》問合せ先：[TEL:045-671-2777](tel:045-671-2777)

上麻生線片側2車線化について、現況幅員では片側2車線化することはできません。なお、

港北区内の拡幅整備事業は完了（他の都市計画道路に関連する区間を除く）しており、今後片側2車線化予定もありません。

《港北区港北土木事務所》問合せ先：[TEL:045-531-7361](tel:045-531-7361)

⑩東神奈川駅のアンダーパスが危険。鉄道上部道路設置が必要だと考えるがどうか？

東神奈川駅のアンダーパス部については、都市計画道路横浜上麻生線の整備計画があります。《道路局企画課》問合せ先：TEL:045-671-2777

⑪神奈川土木事務所～六角橋横浜銀行間直線道路化はいつになったら完成するのか？

西神奈川三丁目から六角橋三丁目については、都市計画道路六角橋線の整備計画があります。当該路線のうち六角橋二丁目、三丁目、五丁目においては、事業化に向けた設計等を進めています。《道路局企画課》問合せ先：TEL:045-671-2777

ご要望の道路の六角橋五丁目から神大寺一丁目までの区間（神大寺地区）については、神奈川土木事務所において道路の拡幅整備を進めており、早期の完成に向けて、関係者と調整をしています。《神奈川土木事務所》問合せ先：TEL:045-491-3363

⑫地下鉄三ツ沢上町～片倉町駅間が長距離のため、改善を希望する。

三ツ沢上町駅～片倉町駅間については、計画時の周辺の土地利用状況やバス路線への対応等を勘案して駅位置を決定した結果、現在の駅間距離になっています。

駅間距離を短くするには中間部に駅を新設することが考えられますが、当初の駅設置の考え方にに基づき、当該区間に新たに駅を設置する計画はございません。

いただきましたご要望にお応えすることはできませんが、お客さまが市営交通をより安全で快適にご利用いただけるよう、今後も取り組んでまいります。

《交通局建設改良課》 問合せ先：045-671-3216

⑬すでに宇都宮でさえ、路面電車が開通する。横浜では路面電車は導入しないのか？

かつて、横浜市にも路面電車が運行していましたが、高度経済成長が進み、自動車の普及や市街地の広がりとともに、低速の市電が都市交通としての役割を果たすことは難しくなり、昭和47年に横浜市電は姿を消しました。その後、交通の主役は高速鉄道へと移り変わり、本市では地下鉄などの整備を進めてきました。

路面電車の導入にあたっては、整備空間の確保、路面電車と自動車交通が競合することによる安全性の確保、採算性の確保など様々な課題があると考えています。

なお、本市の鉄道計画については、国土交通省の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月）に基づいて引き続き取り組んでまいります。《都市整備局都市交通課》 問合せ先：TEL：045-671-2021